

社会保険労務士事務所

金沢ロームオフィス通信

社会保険労務士法人 金沢ロームオフィス

連絡先：〒920-0802 石川県金沢市三池町119番地4

TEL：076-225-3803 FAX：076-225-3804

E-mail：info@sharoshiman.com

令和8年度 雇用保険料率のご案内

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下の通り変更となります。

労働者負担率：

- ・一般の事業 5/1000
- ・建設・農林水産・清酒製造の事業 6/1000

4月から在職老齢年金支給停止の基準額が「65万円」に変わります

◆在職老齢年金の概要と改正

令和8年4月から、在職老齢年金制度の基準額が改定されます。

在職老齢年金とは、働きのながら年金を受け取る高齢者に一定額以上の報酬がある場合、老齢厚生年金の一部または全部を支給停止する仕組みです。これまで年金額が調整（支給停止）される基準額（賃金＋老齢厚生年金）は月「51万円」でしたが、月「65万円」へ引き上げられます（令和8年度。賃金の変動に応じて毎年改定）。

対象となるのは老齢厚生年金のみで、老齢基礎年金は減額されません。支給停止額の計算は月単位で行われ、基準額を上回った部分の半額が支給停止されます。

被扶養者の認定 130万円の壁 残業で超過しても労働契約内容により判定

扶養内で働き続けたい人は、年収が130万円を超えそうになると仕事をセーブしたりする「就業調整」を行う人もいます。現行制度でも一時的に収入が増加した場合は、事業主の証明書を提出することで扶養に入り続けることができます。

令和8年4月1日からは、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入により判定することとされます。

基本給や諸手当が労働契約書等で定めてあれば一時的な残業増加で130万円以上になっても扶養に入り続けることができます。

高齢者の労働災害防止のための指針について

「高齢者の労働災害防止のための指針」が令和8年4月1日より適用されます。

◆「高齢者の労働災害防止のための指針」とは

高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るためのものです。

◆事業主が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要とされます。

1 安全衛生管理体制の確立等

- ① 経営トップによる方針表明及び体制整備
- ② 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセス

メントの実施

2 職場環境の改善

- ① 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ② 高齢者の特性を考慮した作業管理

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- ① 健康状況の把握
- ② 体力の状況の把握
- ③ 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- ① 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ② 高齢者の状況に応じた業務の提供
- ③ 心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

- ① 高齢者に対する教育
- ② 管理監督者等に対する教育

◆労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があります。個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取り組みを進めること。

高齢者に安心して活躍してもらえるよう、公示された指針をもとに、必要な措置を講じていきましょう。

春闘の賃上げ1回目回答 平均 5.26% 中小 5.05%

連合は23日、令和8年春闘の1回目の回答集計を公表しました。全体のベアと定昇を合わせた賃上げ率は平均5.26%（回答数1,100労組）で、組合員数300人未満の中小企業も5.05%（回答数552労組）と、前年に続く高水準となりました。全体の平均引上げ額は141円減の1万7,687円、ベアの実施を確認できた960組合の平均ベア額は442円増の1万3,013円でした。連合は中小では「6%以上」の賃上げ率を目標に掲げています。

健保法改正案が閣議決定

政府は13日、健康保険法などの改正案を閣議決定し、衆院に提出しました。法案にはOTC類似薬での追加負担の徴収、出産の標準的な費用に自己負担がかからないようにする新制度の導入、後期高齢者の保険料や窓口負担に金融所得を反映させる仕組みの導入、子育て世帯の国民健康保険料軽減措置の拡大、長期療養者等に配慮ながらの高額療養費の年間上限の新設などが盛り込まれています。施行時期は高額療養費の見直しが令和8年8月から、後期高齢者の金融所得勘案は公布後5年以内など、幅があります。

働き方改革推進支援助成金（取引環境改善コース）

令和8年度の申請受付は、令和8年度本予算の成立後に開始します。荷主集団などが、トラックドライバーの時間外労働の時間外労働の削減等のために、荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取引環境整備の取組を実施した場合に、その荷主集団などに対して助成するものです。荷主集団等の皆さまを支援するとともに、トラックドライバーの皆さまを応援することを目指しています。ぜひご活用ください。

厚労省「国保逃れ」是正へ 社会保険適用要件を明確化

厚生労働省は、個人事業者らが保険料負担を軽くするため法人理事や役員などに就いて社会保険に加入する「国保逃れ」の是正に乗り出します。3月中にも日本年金機構に通知を出し、被用者保険の被保険者資格をもつ「法人に使用される者」に当たるかの基準を具体的に示します。要件を満たさなければ違法と位置づけられます。また、各地域の年金事務所が社会保険料削減ビジネスを行っていると思われる事業者を順次調査します。